

令和8年2月27日

「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の適用による予定価格の設定について

国は、令和7年度に実施した設計業務等給与実態調査に基づき、「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました。

千代田区は、このことを踏まえ、今後公表する設計等委託案件については速やかに新技術者単価を適用するとともに、既に公表しているものについては予定価格を修正します。また、これらによらない場合は、契約後に特例措置で対応することとしますので、この詳細については、「「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」をご参照ください。

問合せ 千代田区政策経営部契約課
(電話) 03-5211-4156